

リサイクルグループ季刊報

令和8年3月吉日
No.035

一雨ごとに春の訪れを感じる季節となりました。桜の開花を待ちわびる今日このごろ、皆様におかれましてはお変わりなくお過ごしでしょうか。

おかげさまで株式会社リサイクルは、昨年10月に創業45年目を迎えることができました。これもひとえに皆様方の厚いご支援と温かい激励の賜物と、心より感謝申し上げます。新年度を控え、何かとご多忙な時期とは存じますが、「産業廃棄物処理法の改正」に関する重要な情報をお届けいたします。今後とも倍旧のお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。



～最近の主な出来事～

令和6年度永年勤続者表彰



5年…垣崎 章、田中 秀雄、本山 成彦
15年…綱 忠法、林 雅



令和7年度永年勤続者表彰



5年…石井 日菜、甲木 敬剛、大天 貴史
10年…佐藤 清文
20年…青木 雅行、半田 実
40年…岩本 締雄、柴田 ゆかり

40年の長きにわたり会社を支えてくれたベテランから、これからの成長が楽しみな若手まで、多くの仲間が表彰されました！

年次祭 2025年11月7日
本社が東大阪に移転して25年経ちました。



～廃棄物処理法 改正～

2026年1月1日施行：委託契約書の法定記載事項の追加

処理委託契約書には、法律で義務付けられており必ず記載しないとけない「法定記載事項」があります。今回の改正では、「廃棄物に含まれる化学物質に関する項目」が新たに追加されました。

【追加された記載事項】

- 第一種指定化学物質が含まれ、又は付着している場合には、その旨
- 当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合

【排出事業者の皆様へのお願い】

該当の化学物質を扱う、または扱う可能性のある事業者は、WDS（廃棄物データシート）のガイドライン改訂情報や環境省の情報を踏まえ、契約書ひな形の見直し検討が必要になります。

経過措置について：既に締結済みの契約については、次回の更新時までに対応すればよく、ただちに再契約（巻き直し）をする必要はありません。詳しいことは、環境省のホームページをご確認ください。

～廃棄物を排出されている事業者様へ～

マニフェスト交付状況報告書の提出の準備は進んでおりますでしょうか？
法律に基づき、紙のマニフェストを交付した事業者は、年1回の実績報告が義務付けられています。

報告対象：「紙マニフェスト」を使用した事業者

提出期限：6月30日（厳守）

提出先：管轄の都道府県知事または保健所設置市長

【ご注意】 ※電子マニフェスト利用分は報告不要です。

オールマイティにサポートする



リサイクルグループ

株式会社リサイクル 唐澤化学工業株式会社

リサイクルセンター株式会社 株式会社ダイテック

■本社 〒579-8004 東大阪市布市町2丁目1番40号

TEL072-980-1390 FAX072-980-1391

<https://www.recyclegroup.co.jp/>

■関東営業所 ■岡山営業所 ■九州営業所